

2021年3月5日

お客さま各位

株式会社七十七銀行

預金規定改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、別途ご案内いたしました未利用口座管理手数料の新設にあたり、預金規定を改定いたします。

本規定は改定後の2021年4月1日以降新規に普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座を作成したお客さまから適用となります。

1. 改定内容

以下の条項を新設いたします。

「貯蓄預金・普通預金・納税準備預金取引規定集」普通預金規定（抜粋）

7. 未利用口座管理手数料

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料（以下「未利用口座管理手数料」という。）以外の払戻等、所定のご利用がない場合、この預金口座を未利用口座とし、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただくものとします。
- (2) 当行は未利用口座管理手数料を、未利用口座から普通預金規定にかかわらず普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、引き落としのうえ充当できるものとします。
- (3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引き落とし、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引き落としは、共通規定 9. (2) または共通規定 10. (3) に定める預金口座の利用には含めないものとします。
- (5) いったん引き落としとなった未利用口座管理手数料については返却いたしません。また、(3) の規定により解約された未利用口座の再利用には応じられません。
- (6) (1) から (5) の規定は、2021年4月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

2. 改定となる預金規定

- ・「貯蓄預金・普通預金・納税準備預金取引規定集」貯蓄預金規定
- ・「貯蓄預金・普通預金・納税準備預金取引規定集」普通預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定＜明細表式＞

上記規定の改定後の全文をご覧になりたいお客様は、当行本支店窓口までお申し付けください。

3. 改定日

2021年4月1日（木）

以 上